

2025年4月

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の通り、投資信託約款の変更を行いましたのでお知らせいたします。

本件変更に関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

弊社を委託者とする公募投資信託及び親投資信託

2. 変更理由

投資信託及び投資法人に関する法律第14条の改正に伴い、投資信託約款に所定の整備を行います。
なお、ファンドの運用方針等に変更ございません。

3. 変更内容

後掲のご参考をご覧ください。

4. 約款変更適用日

2025年4月1日

(ご参考) 新旧対照表

<投資信託約款>

※下線部は変更箇所を示します。
 ※各投資信託によって●は異なります。

公募投資信託

新	旧
<p>(運用状況に係る情報の提供)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、<u>書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。</u></p>	<p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める<u>運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとし</u>ます。</p>

親投資信託

新	旧
<p>(運用状況に係る情報)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。</p>	<p>(運用報告書)</p> <p>第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める<u>運用報告書を交付</u>しません。</p>

<交付目論見書>

当該約款変更に伴い、交付目論見書の改訂時に「役務の内容」を変更します。

■ファンドの費用・税金

運用管理費用（信託報酬）

支払い先	役務の内容	
	新	旧
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価

お問い合わせ先

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-565787 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

以上